

オアシスの森づくり実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市計画決定した公園・緑地内においてその事業に着手するまでの間、民有樹林地等を使用貸借し、その保護、育成を行い、魅力ある森を市民の憩いの場として提供することを目的として実施する「オアシスの森づくり」に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域の設定)

第 2 条 市長は、オアシスの森づくりにあたり、都市計画公園・緑地の主に樹林地によって形成されている一団の土地のなかで、散策路や眺望点等の整備により、市民利用に供するに適合していると認められる区域を、オアシスの森の対象区域として設定するものである。

(オアシスの森の指定)

第 3 条 市長は、対象区域内の土地所有者と使用貸借契約を締結した土地(以下「土地」という。)と、市有地等を含めた一定の区域をオアシスの森として指定するものとする。

2 前項の土地の使用貸借期間は 5 年とする。ただし市長が特に認めるときはこの限りでない。

3 市長は、使用貸借期間が満了する前 3 か月前までに土地所有者から契約の解除の申出がないときは使用貸借契約を更新できるものとする。

(施設の設置等)

第 4 条 市長は、前条で指定した区域を市民の利用に供するため、植生及び景観をそこなわないよう必要最低限の施設の整備を行うものとする。

2 前項の施設の整備が完了した時は、当該区域内にオアシスの森である旨を表示した標識を設置する。

(維持管理等)

第 5 条 市長は、オアシスの森として必要な樹林地や施設などの維持管理を行うとともに、樹林の保護、育成を図るなどオアシスの森の魅力を高めるように努めるものとする。

(行為の禁止)

第 6 条 市長は、オアシスの森を適正に管理するために、利用者に対して次の各号の行為を禁止するものとする。ただし、災害防止のため緊急に必要な行為、その他市長が特別な事由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 木竹の伐採又は損傷
- (2) 建築物の建築その他工作物の建設
- (3) 土地の造成、又は開墾、土石の採取その他の土地形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 物件の設置又は堆積
- (6) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、オアシスの森の管理上支障となる行為

(協議等)

第 7 条 市長は、土地の所有者から、土地に所有権以外の権利を設定し、又は土地の所有権を移転しようとする旨の協議があったときは、これに応じるものとする。

- 2 市長は、前項の協議のうち、オアシスの森の継続に支障がない限り、これを認めることができるものとする。

(契約の解除等)

第 8 条 市長は、本市が都市計画公園事業に着手するなどの場合で、土地を買い取るとき、土地の所有者が使用貸借契約の違反により当該契約の継続に支障が生じたとき、又は予見し得ないやむを得ない事情が生じたときは、使用貸借の期間内であっても土地の使用貸借契約を解除し、又はその一部を変更することができるものとする。

(指定区域の変更等)

第 9 条 市長は、前条の契約の解除等によりオアシスの森の一部または全部を継続することが困難となるときには、オアシスの森の指定を変更し、若しくは解除することができる。

(奨励金等)

第 10 条 市長は、第 3 条に基づく使用貸借契約を締結した土地所有者のうち、オアシスの森の樹林等の存置、保全の協力者に対して、緑の保全奨励金を申請に基づき毎年予算の範囲内で交付することができる。ただし、使用貸借契約の違反等により契約が解除されたときは、当該年度の緑の保全奨励金は交付しない。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。